

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
Panasonic Electric Works SUNX Co., Ltd.	07/02/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Panasonic Industrial Devices SUNX Co., LTD.
Street Address:	2431-1, Ushiyama-cho
Internal Address:	Kasugai-shi
City:	Aichi
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 5	
Property Type	Number
Patent Number:	5933651
Patent Number:	5974213
Patent Number:	6003053
Patent Number:	6127870
Patent Number:	7015932
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	7037392815
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Email:	iprecordals@cpaglobal.com
Correspondent Name:	CPA Global Limited
Address Line 1:	Liberation House
Address Line 2:	Castle Street
Address Line 4:	St Helier, JERSEY JE1 1BL
NAME OF SUBMITTER:	Helen Birrell
Signature:	/H/BIRRELL/IPR/OS/NGB PANASONIC CON5PT/

Date:

07/19/2013

Total Attachments: 17

source=CON doc#page1.tif
source=CON doc#page2.tif
source=CON doc#page3.tif
source=CON doc#page4.tif
source=CON doc#page5.tif
source=CON doc#page6.tif
source=CON doc#page7.tif
source=CON doc#page8.tif
source=CON doc#page9.tif
source=CON doc#page10.tif
source=CON doc#page11.tif
source=CON doc#page12.tif
source=CON doc#page13.tif
source=CON doc#page14.tif
source=CON doc#page15.tif
source=CON doc#page16.tif
source=CON doc#page17.tif

(partial translation)

Certificate of Full Registration Records

2431-1, Ushiyama-cho, Kasugai-shi, Aichi, Japan
Panasonic Industrial Devices SUNX Co., Ltd.
Registration No. 1800-01-075227

Corporate Name	<u>SUNX LIMITED (also known as SUNX KABUSHIKI KAISHA)</u>	
	<u>Panasonic Electric Works SUNX Co., Ltd.</u>	Amended: October 1, 2010
		Registered: October 1, 2010
	<u>Panasonic Industrial Devices SUNX Co., Ltd.</u>	Amended: July 1, 2012
		Registered: July 2, 2012
Head Office	2431-1 Ushiyama-cho, Kasugai-shi, Aichi, Japan	

(omitted)

Serial No. 7 311637 * Underlined portion indicates a deletion.

1/16

2431-1, Ushiyama-cho, Kasugai-shi, Aichi, Japan
Panasonic Industrial Devices SUNX Co., Ltd.
Registration No. 1800-01-075227

This is the document certified to be the full disclosure of the items recorded in the Corporate Register without having been closed.
(under the jurisdiction of Nagoya Legal Affairs Bureau)

July 6, 2012
Nagoya Legal Affairs Bureau, Kasugai Branch
Registrar Seiko SHINOHARA (Seal)

Serial No. 7 311637 * Underlined portion indicates a deletion.

16/16

履歴事項全部証明書

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
パナソニックデバイスSUNX株式会社
会社法人等番号 1800-01-075227

商 号	サンクス株式会社	
	パナソニック電工SUNX株式会社	平成22年10月 1日変更
		平成22年10月 1日登記
	パナソニックデバイスSUNX株式会社	平成24年 7月 1日変更
		平成24年 7月 2日登記
本 店	愛知県春日井市牛山町2431番地の1	
公告をする方法	電子公告とする http://sunx.jp ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成20年 6月18日変更
		平成20年 7月 1日登記
	電子公告とする http://panasonic-denko.co.jp/sunx ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成22年10月 1日変更
		平成22年10月13日登記
	電子公告とする http://panasonic.co.jp/id/pidsx/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成24年 1月 1日変更
		平成24年 1月12日登記
	電子公告とする http://panasonic.net/id/pidsx/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成24年 4月 1日変更
		平成24年 4月 6日登記
会社成立の年月日	昭和44年10月3日	
目 的	(1) 自動制御機器、電子応用機器及びこれらの関連部品の開発並びに設計、製造、販売及び輸出入。 (2) セラミック結晶材料及び応用製品の開発並びに設計、製造、販売及び輸出入。 (3) コンピューター機器及びソフトウェアの設計、製造、販売及び輸出入並び	

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
パナソニックデバイスSUNX株式会社
会社法人等番号 1800-01-075227

	にこれらの開発、維持、運営及び管理の受託並びに計算業務の受託。 (4) 建築工事、土木工事、電気工事の設計、施工、監理及び請負。 (5) 前各号に付帯する一切の業務。	
単元株式数	100株	
発行可能株式総数	1億156万株	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 5日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3518万1898株	平成18年10月 1日変更
		平成18年10月 5日登記
	発行済株式の総数 5645万7898株	平成22年10月 1日変更
		平成22年10月 1日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
	平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月 9日登記	
資本金の額	金31億5511万3557円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 平成18年11月28日変更 平成18年12月 8日登記	
	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 2日登記	

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
 パナソニックデバイスSUNX株式会社
 会社法人等番号 1800-01-075227

役員に関する事項	取締役	矢 野 敬 三	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 1日登記
	取締役	矢 野 敬 三	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月25日登記
	取締役	矢 野 敬 三	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月18日登記
	取締役	矢 野 敬 三	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	取締役	矢 野 敬 三	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記
	取締役	指 宿 真	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 1日登記
	取締役	指 宿 真	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月25日登記
	取締役	指 宿 真	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月18日登記
	取締役	指 宿 真	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	取締役	指 宿 真	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
 パナソニックデバイスSUNX株式会社
 会社法人等番号 1800-01-075227

	<u>取締役</u> <u>大 島 恭 輔</u>	平成20年 6月18日重任
		平成20年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>大 島 恭 輔</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月25日登記
	<u>取締役</u> <u>大 島 恭 輔</u>	平成22年 6月16日重任
		平成22年 6月18日登記
		平成23年 6月16日退任
		平成23年 6月21日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 義 和</u>	平成20年 6月18日重任
		平成20年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 藤 義 和</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月25日登記
		平成22年 6月16日退任
		平成22年 6月18日登記
	<u>取締役</u> <u>三 場 宣 夫</u>	平成20年 6月18日重任
		平成20年 7月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>三 場 宣 夫</u>	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月25日登記
		平成22年 6月16日退任
		平成22年 6月18日登記
	<u>取締役</u> <u>荒 谷 悦 司</u> (社外取締役)	平成20年 6月18日重任
		平成20年 7月 1日登記
		平成21年 6月17日退任
		平成21年 6月25日登記

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
パナソニックデバイスSUNX株式会社
会社法人等番号 1800-01-075227

	取締役	沖 光 二	平成20年 6月18日重任
	(社外取締役)		平成20年 7月 1日登記
	取締役	沖 光 二	平成21年 6月17日重任
	(社外取締役)		平成21年 6月25日登記
	取締役	沖 光 二	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月18日登記
	取締役	沖 光 二	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	取締役	沖 光 二	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記
	取締役	吉 村 元	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 1日登記
	取締役	吉 村 元	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月25日登記
			平成22年 6月16日退任
			平成22年 6月18日登記
	取締役	満 尾 一 彦	平成20年 6月18日就任
			平成20年 7月 1日登記
	取締役	満 尾 一 彦	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月25日登記
	取締役	満 尾 一 彦	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月18日登記
	取締役	満 尾 一 彦	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	取締役	満 尾 一 彦	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
 パナソニックデバイスSUNX株式会社
 会社法人等番号 1800-01-075227

	<u>取締役</u> <u>(社外取締役)</u>	<u>長 崎 春 樹</u>	平成21年 6月17日就任
			平成21年 6月25日登記
			平成22年 6月16日退任
			平成22年 6月18日登記
	<u>取締役</u>	<u>荒 谷 悦 司</u>	平成22年 6月16日就任
			平成22年 6月18日登記
		<u>荒 谷 悦 司</u>	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>荒 谷 悦 司</u>	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>赤 木 智</u>	平成22年 6月16日就任
			平成22年 6月18日登記
		<u>赤 木 智</u>	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>赤 木 智</u>	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記
	<u>取締役</u>	<u>齊 藤 隆 夫</u>	平成22年 6月16日就任
			平成22年 6月18日登記
		<u>齊 藤 隆 夫</u>	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
	<u>取締役</u>	<u>齊 藤 隆 夫</u>	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
 パナソニックデバイスSUNX株式会社
 会社法人等番号 1800-01-075227

	取締役	唐崎訓英	平成22年 6月16日就任
	(社外取締役)		平成22年 6月18日登記
	取締役	唐崎訓英	平成23年 6月16日重任
	(社外取締役)		平成23年 6月21日登記
	取締役	唐崎訓英	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記
	大阪府枚方市牧野本町二丁目18番15号		平成20年 6月18日重任
	代表取締役	吉村元	平成20年 7月 1日登記
	大阪府枚方市牧野本町二丁目18番15号		平成21年 6月17日重任
	代表取締役	吉村元	平成21年 6月25日登記
			平成22年 6月16日退任
			平成22年 6月18日登記
	三重県松阪市駅部田町1888番地6		平成22年 6月16日就任
	代表取締役	荒谷悦司	平成22年 6月18日登記
	三重県松阪市駅部田町1888番地6		平成23年 6月16日重任
	代表取締役	荒谷悦司	平成23年 6月21日登記
	三重県松阪市駅部田町1888番地6		平成24年 6月22日重任
	代表取締役	荒谷悦司	平成24年 6月27日登記
	監査役	松浦明	平成19年 6月15日重任
	(社外監査役)		平成19年 6月19日登記
			平成21年 6月17日辞任
			平成21年 6月25日登記
	監査役	堀部勝	平成18年 6月20日就任
	(社外監査役)		平成18年 6月26日登記
			平成22年 6月16日退任
			平成22年 6月18日登記

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
 パナソニックデバイスSUNX株式会社
 会社法人等番号 1800-01-075227

	監査役 <u>正 田 孝 藏</u> (社外監査役)	平成19年 6月15日就任
		平成19年 6月19日登記
		平成23年 6月16日退任
		平成23年 6月21日登記
	監査役 <u>鈴 村 史 郎</u>	平成19年 6月15日就任
		平成19年 6月19日登記
		平成23年 6月16日退任
		平成23年 6月21日登記
	監査役 <u>宮 下 英 二</u> (社外監査役)	平成22年 6月16日就任
		平成22年 6月18日登記
	監査役 <u>高 橋 孝</u> (社外監査役)	平成22年 6月16日就任
		平成22年 6月18日登記
	監査役 <u>大 島 恭 輔</u>	平成23年 6月16日就任
		平成23年 6月21日登記

	会計監査人	監査法人トーマツ	平成20年 6月18日重任
			平成20年 7月 1日登記
	会計監査人	監査法人トーマツ	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月25日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成21年 7月 1日監査 法人トーマツの名称変更
			平成21年 7月 8日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成22年 6月16日重任
			平成22年 6月18日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月16日重任
			平成23年 6月21日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年 6月22日重任
			平成24年 6月27日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 平成18年 6月20日変更 平成18年 7月 4日登記		
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。 平成18年 6月20日変更 平成18年 7月 4日登記		
新株予約権	第3回新株予約権 新株予約権の数 420個 164個 平成18年 7月31日変更 平成18年 8月 8日登記 104個 74個 平成18年 9月30日変更 平成18年10月 5日登記 平成18年10月31日変更 平成18年11月 9日登記 60個 平成19年 7月 1日変更 平成19年 7月23日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式42,000株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない		

	新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式16,400株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成18年7月31日変更 平成18年8月8日登記 普通株式10,400株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成18年9月30日変更 平成18年10月5日登記 普通株式20,800株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成18年10月1日変更 平成18年10月5日登記 普通株式14,800株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成18年10月31日変更 平成18年11月9日登記 普通株式12,000株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成19年7月1日変更 平成19年7月23日登記 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 179,900円(1株につき1,799円) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
--	--

調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く）する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 新規発行株式数×1株当り払込金額 既発行株式数＋ 調整後 調整前 新株式発行前の時価 ＝ × 払込金額 払込金額 既発行株式数＋新規発行株式数 90,000円（1株につき900円） 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 1 調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く）する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 新規発行株式数×1株当り払込金額 既発行株式数＋ 調整後 調整前 新株式発行前の時価 ＝ × 払込金額 払込金額 既発行株式数＋新規発行株式数 平成18年10月 1日変更 平成18年10月 5日登記 180,000円（1株につき900円） 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 1 調整後払込金額＝調整前払込金額× 分割・併合の比率 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く）する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 新規発行株式数×1株当り払込金額 既発行株式数＋ 調整後 調整前 新株式発行前の時価 ＝ × 払込金額 払込金額 既発行株式数＋新規発行株式数 平成18年10月25日更正 新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月1日から平成22年6月30日まで 行使期間の短縮 ①新株予約権の割当てを受けた者が平成18年6月30日までに当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは定年退職その他の正当な理由での退職の場合の権利行使期間は、平成18年7月1日から平成19年6月30日まで	
--	--

	②新株予約権の割当てを受けた者が権利行使期間中に当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは定年退職その他の正当な理由での退職の場合の権利行使期間は、退任もしくは退職の日から6ヶ月間とする。ただし平成22年6月30日を超えない ③新株予約権の割当てを受けた者が当社の監査役就任のために、当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは部長（社員）を退職の場合の権利行使期間は、平成18年6月30日までの退任もしくは退職の場合は平成18年7月1日から、権利行使期間中の退任もしくは退職の場合は退任もしくは退職の日から、各々1ヶ月間とする。 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位であることを要す。ただし、当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは定年退職その他正当な理由での退職の場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。 ④その他権利行使に関する条件については、（新株予約権付与契約）の定めるところによる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。 （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月26日登記 平成16年 8月 5日登記
	平成22年7月1日行使期間満了 平成22年 7月14日登記
第4回新株予約権 新株予約権の数 540個 330個 265個	平成20年 7月 1日変更 平成20年 7月 1日登記 平成21年 7月 1日変更 平成21年 7月 8日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式54,000株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式

	の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 普通株式108,000株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成18年10月1日変更 平成18年10月5日登記 普通株式66,000株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成20年7月1日変更 平成20年7月1日登記 普通株式53,000株 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整する。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成21年7月1日変更 平成21年7月8日登記 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 165,800円(1株につき1,658円) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}$ 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く)する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ 82,900円(1株につき829円) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
--	---

り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く）する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成18年10月1日変更 平成18年10月5日登記
165,800円（1株につき829円）

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く）する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成18年10月25日更正

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成23年6月30日まで

行使期間の短縮

①新株予約権の割当てを受けた者が平成19年6月30日までに当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは定年退職その他の正当な理由での退職の場合の権利行使期間は、平成19年7月1日から平成20年6月30日まで
②新株予約権の割当てを受けた者が権利行使期間中に当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは定年退職その他の正当な理由での退職の場合の権利行使期間は、退任もしくは退職の日から6ヶ月間とする。ただし平成23年6月30日を越えない

③新株予約権の割当てを受けた者が当社の監査役就任のために、当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは部長（社員）を退職の場合の権利行使期間は、平成19年6月30日までの退任もしくは退職の場合は平成19年7月1日から、権利行使期間中の退任もしくは退職の場合は退任もしくは退職の日から、各々1ヶ月間とする。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位であることを要す。ただし、当社又は当社の子会社の取締役を退任もしくは定年退職その他正当な理由での退職の場合にはこの限りではない。

	②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 ③新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。 ④その他権利行使に関する条件については、「新株予約権付与契約」の定めるところによる。 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。 （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月26日登記 平成17年 8月10日登記
	平成23年7月1日行使期間満了 平成23年 7月 1日登記
会社分割	平成22年10月1日大阪府門真市大字門真1048番地パナソニック電工株式会社から分割 平成22年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月26日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月26日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 8月11日移記

愛知県春日井市牛山町2431番地の1
パナソニックデバイスSUNX株式会社
会社法人等番号 1800-01-075227

これは登記簿に記録されている開鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(名古屋法務局管轄)

平成24年 8月17日
東京法務局港出張所
登記官

山 本 浩



整理番号 ア365280

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

16/16

PATENT

RECORDED: 07/19/2013

REEL: 030834 FRAME: 0874